

居宅介護支援契約重要事項説明書

令和6年10月1日現在

1 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所 ラグナケア春日台
所在地	神戸市西区春日台7丁目45番2号
指定事業所番号	2875203172
開設年月日	平成23年4月1日
連絡先	TEL 078(963)2900 FAX 078(963)2901
メールアドレス	kasugadai.home@houonkai.jp
緊急連絡先	TEL 078(963)3400
管理者連絡先	TEL 078(963)2900
管理者 岩井 悦子	FAX 078(963)2901
営業日	月～金曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで
サービス提供実施地域 (交通費無料地域)	神戸市全域

2 当事業所の法人概要

事業者名	社会福祉法人 報恩会
所在地	神戸市兵庫区大開通8丁目1番21号-2階
設立年月日	平成10年12月1日
連絡先(代表)	TEL 078(515)5110 FAX 078(515)5111
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 奥野 和年
法人の行う他の業務	(介護予防)デイサービス、(介護予防)ショートステイ、特別養護老人ホーム、ケアハウス、小規模多機能型居宅介護サービス、あんしんすこやかセンター

3 当事業所の従業員

職種	職務内容	人員数
管理者	管理者業務・ケアマネジメント	1人
介護支援専門員(ケアマネジャー)	ケアマネジメント	人
事務員等		人

4 事業の目的・運営方針

事業の目的	本事業は、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境に応じて、本人、家族の意向を基に居宅サービス又は施設サービスを適確に利用できるように計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるように各サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事を目的とする。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員の介護保険法令の遵守 ・介護支援専門員の公正中立な居宅介護支援の提供 ・利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画の作成を行う等

5 提供する居宅介護支援サービスの内容

(ケアプランの見積もり)

事業者は契約者の依頼を受け必要であれば契約締結前にケアプランの見積もりの作成をします。(契約者の希望や要介護度から契約締結前の参考となるケアプランの例を作成します)

6 居宅サービス計画の作成等

- (1) 1ヶ月に1回、サービスの実施状況の把握及び居宅サービス計画等の評価を行います。
- (2) 要介護認定等の更新・変更等の申請時及び居宅サービス計画変更が必要である場合には、関係者によるサービス担当者会議を開催します。

7 居宅サービス計画の変更

介護保険更新時及び要介護度の変更等利用者の状況が変化した時には、サービス提供前に居宅サービス計画原案を契約者に交付し、サービス内容及び契約者負担額を説明の上、文書により同意を得ます。また、同意を得られない場合には計画の変更も可能です。

サービスまでの流れは別紙「サービス提供の標準的な流れ」を参照の事。

訪問回数の目安	<p>介護支援専門員が、契約者の居宅を訪問し状況の把握等を行います。</p> <p>1ヶ月あたり 1回程度</p> <p>* 契約者の希望や介護支援専門員が必要と認めた場合は随時とします。</p>
---------	--

8 サービスの利用料等

1ヶ月あたり

要介護 1・2	11772円(1ヶ月)
要介護 3・4・5	15295円(1ヶ月)

となりますが当社の居宅介護支援(居宅サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調

整、相談説明等)については、契約者の負担はございませんが、通常のサービス提供の実施地域を超える地域に訪問し、又は出張する必要がある場合には、その旅費(実費)に対する支払が必要になります。なお、自動車を使用した場合には、次の額を徴収させていただきます。

- ② 事業所から片道2 km未満 350円
- ②事業所から片道2 km以上の場合は1 km毎に50円加算

9 契約の強制終了

契約者又はその家族、関係者から当事業所職員及び他利用者へ催告を要することなく即座にサービスを終了することがあります。

ハラスメントとは次の行為を指します。

○身体的力を使って危害を及ぼす行為

(職員が回避した為、危害を免れたケースを含む)

- ・物を投げつける。
- ・蹴る。
- ・手を強く払いのける。
- ・叩く。
- ・手を引っ掻く。
- ・^{つね}抓る。
- ・唾を吐く。

○精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、^{おとし}貶めたりする行為

- ・大声を発する。
- ・怒鳴る。
- ・他の契約者へのサービスの状況を覗き見る。
- ・威圧的な態度で文句を言い続ける。
- ・理不尽なサービスを要求する。
- ・期待通りのサービスがなされていないとして過度な謝罪や土下座を強要する。
- ・個人の連絡先の交換を強要する。

○セクシャルハラスメント

意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求など性的な嫌がらせ行為

- ・必要もなく手や腕を触る。
- ・抱きしめる。
- ・不快な写真や動画を見せる。
- ・卑猥な言動を繰り返す。

10 プライバシーの保護

事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た契約者及びその家族に関する秘密について、契約者や第三者の生命、身体等に危険がある場合などの正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後、当該職員の退職後も同様です。また、正当な理由とは契約書別紙の個人情報使用同意書に記載した内容とします。

事業者は、契約者又は家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において契約者又は家族の個人情報を用いません。

事業者は、普段の業務においても契約者又は家族のプライバシーに配慮致します。

11 サービス提供中における事故発生時の対応

緊急時における確認事項

介護支援専門員等は、契約者の居宅訪問中に契約者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

12 重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合

契約者又は代理人に変更内容を郵送又は訪問時に文章にてお知らせします。

13 担当者の変更

契約者又は家族からの申し出、あるいは当センターの諸事情による担当者の変更の場合迅速かつ適切に対応し必要な措置を講じます。

14 損害賠償について

当社が契約者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第 11 条に基づき、当事業者は金銭等により賠償をいたします。

当事業者は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

○加入保険名

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

○保険の内容

施設賠償責任保険

○賠償できる事項

対人事故、対物事故、人権侵害 等

15 情報の公開について

当社の情報をインターネット（ワム・ネット）にて公表しております。

16 サービスの苦情相談窓口

当社は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

○ 当社の苦情相談窓口

窓口名 (担当者) 岩井悦子	連絡先 Tel	078(963)2900
	FAX	078(963)2901
	受付時間	8:30~17:30
	緊急連絡先	078(963)3400

○ 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

介護保険サービスに関すること 神戸市福祉局 監査指導部 連絡先 078-332-6326 受付時間 (平日) 8:45~12:00 13:00~17:30
養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話 (監査指導部内) 連絡先 078-322-6774 受付時間 (平日) 8:45~12:00 13:00~17:30
介護保険サービスに関すること 兵庫県国民健康保険団体連合会 連絡先 078-332-5617 受付時間 (平日) 9:00~17:15
サービスの質や契約に関すること 神戸市消費生活センター 連絡先 371-1221 受付時間 (平日) 9:00~17:00

また、社会福祉法人 報恩会としての苦情相談体制窓口もございます。(別紙参照)

17 サービス事業所の自由選択について

- ・ 契約者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ・ 契約者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

18 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は18-別紙のとおりです。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面（及び付属別紙）に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分
場所 ()

事業者 所在地 神戸市西区春日台7丁目45番2号
名称 居宅介護支援事業所 ラグナケア春日台 印

説明者 事業所（所属）
氏名 印

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住所

氏名

上記代理人（代理人を選定した場合）

住所

氏名

(属別紙)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

契約者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、契約者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1 提供する居宅介護支援サービスについて

- ・契約者が要介護認定までに、居宅サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結の日から14日以内に居宅サービス計画を作成し、契約者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が契約者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した居宅サービス計画については、要介護認定後に契約者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2 要介護認定後の契約の継続について

- ・要介護認定後、契約者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、契約者から当社に対してこの契約を解約する旨の申入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・また、契約者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、契約書別紙2に定める内容については終了することとなります。

3 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、契約者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護認定前に提供された居宅サービスに関する利用料は、原則的に契約者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。
この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を契約者においてご負担いただくこととなります。

重要事項説明書別紙(サービス提供の標準的な流れ)

